⑮　本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払いを選択することができる、「出来高部分払方式」の対象工事である。

なお、選択に当たっては、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官に通知するものとする。

⑯　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

⑰　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⑱　本工事における予定価格の作成にあたっては、技術資料・入札書の同時提出期限日を基準として単価等を適用する。

⑲　本工事は、発注者が新たな市場単価導入へ向けた試行単価を用いて積算を行う試行工事であり、対象工種は共通仮設費（事業損失防止施設費）の汚濁防止膜保守管理とする。

⑳　本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、数量計算、出来形測量、検査、工事完成図書及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

㉑　本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階選抜方式の試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定ＪＶ又は単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、当該工事について特定ＪＶとしての競争参加資格決定を受けること。（構成員数は２社とする。）

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局における令和元・２年度（「平成31・32年度」は読み替える）に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　中部地方整備局における令和元・２年度（「平成31・32年度」は読み替える）港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該令和元・２年度（「平成31・32年度」は読み替える）港湾土木工事における客観点数が上記点数以上であること。）なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を850点以上とする。

⑷　平成16年４月１日以降かつ一次審査及び競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに元請けとして完成・引き渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

経常建設共同企業体が単体有資格業者として参加する場合は、すべての構成員が㋐に掲げる同種工事の実績を有すること。

なお、当該実績が全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係）に係る実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」（平成25年３月29日付け国港技第112号）第５条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計が65点未満のものを除く。

㋐　単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者にあっては、以下ａ）及びｂ）に掲げる基準をすべて満たす工事の実績を有すること。

なお、ａ）及びｂ）は同一工事でなくてもよい。

ａ）鋼板と鉄筋コンクリートからなる合成構造の本体質量1,000ｔ以上/函のケーソン製作工事

ｂ）本体質量1,000ｔ以上／函のケーソン据付工事

㋑　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、以下ａ’）及びｂ’）に掲げるいずれかの基準を満たす工事の実績を有すること。

ａ’）鋼板と鉄筋コンクリートからなる合成構造の本体質量500ｔ以上／函のケーソン製作工事

ｂ’）本体質量500ｔ以上／函のケーソン据付工事

⑸　次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成16年４月１日以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の経験を有すること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

当該経験が全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

・単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者にあっては、ケーソン据付をした工事

③　監理技術者にあっては、指定建設業監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑺　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また入札説明書に示す発注支援業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者、当該受託者の担当技術者の出向・派遣元、及び当該受託者の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

１）一次審査に関する事項

・以下の各評価項目における審査評価点の合計の上位10者までを選抜する。

ただし、10番目の審査評価点が同一の者が複数いる場合は、その全ての者を選抜する。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中部地方整備局技術審査会において審査の上、２⑷の同種工事として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

①　企業の能力等：施工実績、工事成績、ワークライフバランス推進企業を評価する。

②　技術者の能力等：経験、工事成績を評価する。

・一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする。

２）二次審査に関する事項（選抜された者）

本工事の総合評価は、一次審査で選抜された者の技術提案を受け付け、技術提案と施工体制と価格を総合的に評価して落札者を決定する。

３）入札参加者は、価格及び技術提案並びに施工体制をもって入札を行い、⑴の要件に該当する者のうち、⑵によって得られる標準点と加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、⑶による。）を落札者とする。